

ひきこもりサポーター養成講座を開催します!

健康福祉課生活支援係 ☎ ㊟ 1181

鳥羽市社会福祉協議会 ☎ ㊟ 1188

参加
無料

だれにでも起こりうる「ひきこもり」について理解を深め、ひきこもりに悩む本人や家族を支え、理解者となっただけのように「ひきこもりサポーター養成講座」を実施します。ひきこもりについて学べる機会となっていますので、ひきこもり支援に関心のあるかたやひきこもりについて知りたいかたなど、多くのかたの参加をお待ちしています。

と き

8月30日(金) 午前10時～午後3時

- 1部 午前10時～正午
- 2部 午後1時～3時

ところ 保健福祉センターひだまり2階・ひだまりホール
(鳥羽市大明東町2-5)

定 員 50人

講 師

ノートルダム清心女子大学
中井 俊雄 氏



講師からの メッセージ

50人に1人がひきこもりという社会になっていることをご存じですか？

ひきこもるメカニズムやひきこもりの人たちに優しい鳥羽市になるための方法を一緒に学びませんか？

講座内容

1部

- ◆ 講義 『ひきこもりはだれにでも起こりうること』
ノートルダム清心女子大学 中井 俊雄 氏
- ◆ 紹介 三重県および鳥羽市の取り組みについて
 - ・ 三重県子ども・福祉部
 - ・ 鳥羽市健康福祉課生活支援係

2部

- ◆ 講義 『ひきこもりサポーターの大切さ』
ノートルダム清心女子大学 中井 俊雄 氏
- ◆ グループワーク 「安心できる居場所ってどんなところ？」
- ◆ 紹介 鳥羽市におけるひきこもりサポーターの取り組みについて
- ◆ 中井 俊雄 氏によるまとめ

※1部・2部の両方に参加されたかたは、ひきこもりサポーターとして登録することができます。(後日説明会あり)
※ひきこもりサポーターに登録いただいたかたには、身近な地域での見守り活動や居場所での支援、研修会の支援など、各自でできる範囲で活動いただいています。



申込方法

右のQRコードの申込フォームまたは電話・ファクス・メールのいずれかで参加者の氏名・電話番号・メールアドレスを8月20日(火)までにお知らせください。



申込フォーム

問い合わせ先

鳥羽市社会福祉協議会 参加支援・ひきこもりサポート事業 さんぽみち
☎ ㊟1188 FAX ㊟1117 ✉ sanpomichi@toba-shakyo.or.jp

長い間就労、地域活動から離れた生活を送っているかたへ。自分らしい生活に必要なことを一緒に考えていきませんか。

さんぽみちカフェ

第4木曜日 午前10時～11時30分
保健福祉センターひだまり1階・和室

お話ししたり、お菓子を食べたり、畑をしたり、なにもせずゆったりしたり…自由に過ごしてみませんか。

裏萩山さんぽみちカフェ

第1・3火曜日 午前10時～11時30分 裏萩山団地
(鳥羽市池上町25番30号裏萩山団地343号)

一人住まいなどでなかなか外に出にくいかなど…遊びに来ませんか。本格的なグッズも楽しめます。

さんぽみち家族会

第3木曜日 午前10時～11時30分
保健福祉センターひだまり1階・和室

さまざまな要因が関係し、長い間就労や地域活動から離れた生活を送っているかたのご家族へ。ほかでは言えない話を、ちょっとほっこりしてみませんか。

さんぽみちEルーム

第2金曜日 午後3時～4時
sanpomichi@toba-shakyo.or.jp

(上記メールアドレスに「Eルーム参加希望」と記入して送信してください。後日、ZOOMのURL、ミーティングIDを送信します。)

何かの理由で人にあまり会わない生活をしているけど、たまには誰かとおしゃべりしたい…。そんな仲間が集う居場所です。

黙っていてもOK。カメラOFFでもOK。見学歓迎!

相談受付

毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

〒517-0022 鳥羽市大明東町2-5
社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会

☎(25)1188 (担当: 竹村)

✉ sanpomichi@toba-shakyo.or.jp



メール作成フォーム

鳥羽市内には指定文化財として認定されている文化財が74件あります。そもそも「指定文化財」とは何なのでしょう。文化財は法律で「有形文化財(建物や仏像・古文書など)」、「無形文化財(音楽・伝統工芸など)」、「民俗文化財(祭りや風習)」、「記念物(植物や岩石など)」などに分類されていて、特に重要なものを行政が指定し、保護しているものを「指定文化財」といいます。

指定文化財には国・県・市と格付けがあつて、国にとって価値が高いものを重要文化財、さらに貴重なものは「国宝」になります。3月に松阪市の宝塚1号墳という古墳から出土した船の埴輪が国宝に指定されることが決定したの

指定文化財とは何ぞや!?

指定された文化財については、勝手に修理や移動などはできず、行政に許可をとる必要があります。一方で保存・活用のために修理などを行う場合には、補助金などの支援を受けることも可能です。



県から国の文化財に格上げになった海女漁の技術

は記憶に新しいところです。鳥羽市内には国宝はありませんが、国の重要文化財が9件、県指定が14件、市の指定が51件あり、市のホームページでも紹介しています。



鳥羽市の文化財



国の文化財に格上げされた菅島灯台

れ、所有者の同意を得た場合に新たに指定されます。市内のレベルに留まらない貴重な文化財については、さらに調査などを行って県や国へと格上げされていく場合もあります。菅島町の菅島灯台は、令和4年に国の文化財に格上げされた事例です。このように文化財の価値を高めていくため、これからも調査を進めていきたいと思っています。

教育委員会生涯学習課 ☎(25)1268

文化財
コラム
Vol.2

歴史遺産語り

鳥羽のきらり

知られざる鳥羽の魅力をたっぷりお届けします!



豊田祥三
鳥羽市文化財専門員

鳥羽市の豊かな歴史遺産と、文化財の調査や保全を担当する文化財専門員の活動を紹介します。